

本庄市障害者施策推進協議会の運営方法（案）について

第 1 趣旨

本庄市障害者施策推進協議会規則第 7 条の規定に基づき、本庄市障害者施策推進協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議録の作成について（本庄市障害者施策推進協議会規則第 5 条）

（1）議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

①開催の日時及び場所

②出席者及び欠席者の氏名

③会議の議題

④会議の経過（議事の要旨及び発言者の氏名）

⑤①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

（2）会議録は、議長が署名した日をもって確定するものとする。

（3）会議録の公表は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

第 3 傍聴人の定員について（本庄市障害者施策推進協議会規則第 4 条）

（1）傍聴人の定員は、5 人とする。

（2）傍聴希望者が 5 人を超えた場合は、先着順とする。